

鴻巣都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・3・3 駅前通線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・3	駅前通線	鴻巣市 吹上本町 1丁目	鴻巣市 下忍 字西谷	鴻巣市 鎌塚1丁目	約 1,470 m	地表式	4車線	22 m	JR上越新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・10	駅東通線	鴻巣市 本町4丁目	鴻巣市 東1丁目	鴻巣市 本町2丁目	約 730 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

鴻巣都市計画道路 3・3・3 駅前通線及び 3・4・10 駅東通線の一部として都市計画決定していた吹上駅北口駅前広場及び鴻巣駅東口駅前広場について、平成 24 年 12 月 20 日付「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」の方針に基づき、県管理の道路から分離するため変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第17条第1項の規定に基づき、鴻巣都市計画道路(埼玉県決定)の変更についての理由を示したものです。

1 変更の必要性

従来、埼玉県では、駅前広場を県管理の停車場線に接続して設ける場合には、県が都市計画道路の一部として決定していましたが、計画、整備、管理の一元化を図る目的で平成24年12月20日に「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」を定め、今後、駅前広場は、県管理の停車場線とは分離して市町村が定めることとなりました。

この方針に基づき、3・3・3駅前通線の一部として決定されていた吹上駅北口駅前交通広場約4,200m²及び3・4・10駅東通線の一部として決定されていた鴻巣駅東口駅前交通広場約4,800m²について、新たに鴻巣市が、3・1・24吹上駅北口駅前広場及び3・1・25鴻巣駅東口駅前広場を定めることとなったため、道路(停車場線)と駅前広場の分離に伴い変更を行うものです。

2 変更の内容

鴻巣市が、3・1・24吹上駅北口駅前広場及び3・1・25鴻巣駅東口駅前広場を新たに都市計画道路に定めるため、3・3・3駅前通線及び3・4・10駅東通線から駅前広場をそれぞれ削除します。

なお、今回の変更では、実質的な道路の位置等の変更は行わないことから、都市計画上の規制内容に変更は生じません。

3 関連する都市計画

鴻巣都市計画道路(埼玉県決定)の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(埼玉県決定)
- ② 区域区分(埼玉県決定)
- ③ 鴻巣都市計画道路(鴻巣市決定)
- ④ 生産緑地(鴻巣市決定)